

## 2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン

(答申)

平成 30 年 11 月 26 日

中央教育審議会

### <目次>

|   |    |
|---|----|
| はじめに  | 1  |
| I. 2040 年の展望と高等教育が目指すべき姿<br>—学修者本位の教育への転換—            | 3  |
| 1. 2040年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿                         | 3  |
| 2. 2040年頃の社会変化の方向                                     | 7  |
| 3. 2040年を見据えた高等教育と社会の関係                               | 10 |
| II. 教育研究体制 —多様性と柔軟性の確保—                               | 14 |
| 1. 多様な学生  | 14 |
| 2. 多様な教員  | 18 |
| 3. 多様で柔軟な教育プログラム                                      | 20 |
| 4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等                                 | 22 |
| 5. 大学の多様な「強み」の強化                                      | 25 |
| III. 教育の質の保証と情報公表 —「学び」の質保証の再構築—                      | 27 |
| IV. 18 歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置<br>—あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」— | 34 |
| 1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模                             | 34 |
| 2. 国公私の役割   | 36 |
| 3. 地域における高等教育   | 39 |
| V. 各高等教育機関の役割等 —多様な機関による多様な教育の提供—                     | 42 |
| 1. 各学校種における特有の検討課題                                    | 42 |
| 2. 大学院における特有の検討課題                                     | 43 |
| VI. 高等教育を支える投資<br>—コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充—          | 46 |
| VII. 今後の検討課題  | 49 |
| おわりに  | 50 |

## はじめに

本答申を「2040年の高等教育のグランドデザイン」と位置付けた主目的は何か。それは、これから大学で学ぼうという高校生、高等学校の前段階にいる子供たち、また、人生100年時代を迎えこれからは見据えてもう一度学びたいと考えている社会人、さらに、我が国では非勉強してみたいと思っている留学生、そして現在高等教育機関で学んでいる学生に対し、「我が国の高等教育がこれからどう変化していくのか」を明らかにすることである。

高等教育における教育は、その前段階の教育機関と、修了後に人材が活躍する社会の間に位置付けられている。特に大学は、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っており、自由な研究の遂行を通じて社会に大きく貢献している。高等教育は、初等中等教育段階と社会との協力と連携の中で更に進化するものである。

さらに、世界的規模の激しい社会的変化の中で、大学は教育と研究の本来的な機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支え、推進する基盤となるものである。このことは、世界の多くの国々において共通に認識され、それに基づく方策の充実を目指した政策的な努力が様々に行われている。我が国においても、2040年の高等教育が求められる役割を果たすことができるよう、必要な環境条件の整備に向けた国としての政策的な努力が強く求められる。

我が国の高等教育のミッションは多様である。例えば、「大学」という機関に対し、世界的研究・教育が行われている機関をイメージする場合もあれば、地域の実情を踏まえた人材育成を行っている機関をイメージする場合もある。また、職業に直結する学びを提供している機関をイメージする場合もあれば、芸術や体育などの特定の専門分野に特化した機関をイメージする場合もある。このような多様性こそが、我が国で学んで日本や世界で活躍する人材の厚い層を創出するのであり、その多様性は今後も尊重していくべきものである。また、その中で、学生や教員は流動性をもって、様々な機関でその教育研究活動を行っていくことが望ましい。そのためには、教育研究の仕組みや制度の柔軟性も担保されていかなければならない。

中央教育審議会の高等教育段階に関する答申は、昭和29(1954)年の「医学および歯学の教育に関する答申」以降、42を数える。その間に、教育内容、質の保証、規模、役割、ガバナンス等について様々な提言がなされてきており、多くの提言の内容については、それに基づいた政策的な取組とも相まって、各高等教育機関で取組が進んでいるが、様々な要因や制約の中で、全ての高等教育機関での取組に至っていないものもある。

今回の答申は、これまでの答申の内容を踏まえた上で、取組が十分でないものについては、改めてその必要性を強調するとともに、2040年という22年先を見据えて、そこから逆算的に考え、必要な提言を行った。提言の中には、速やかに始めなければ間に合わないもの、議論を深めていくことで更に大きな改革につなげるべきもの、また、その改革が終了するまで

一定の期間を要するものがある。特に、改革の具体的な方策については、速やかに始めなければ間に合わない事項を中心に記載しており、この取組をしっかりと進めて成果を出していくことで、その後の社会状況の変化にもしなやかに対応できる高等教育を目指していく。

本審議会では、平成29(2017)年3月に「我が国の高等教育に関する将来構想について」の諮問を受けて以降、総会で4回、大学分科会で12回、将来構想部会で30回、制度・教育改革ワーキンググループで20回、大学院部会で8回にわたって審議を重ねてきた。その成果として取りまとめた本答申は、これからの高等教育改革の指針として位置付けられるべきものと考えており、その実現すべき方向性は以下のとおりである。

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行っていること。このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていくこと。
- 18歳人口は、2040年には、88万人に減少し、現在の7割程度の規模となる推計が出されていることを前提に、各機関における教育の質の維持向上という観点からの規模の適正化を図った上で、社会人及び留学生の受入れ拡大が図られていくこと。
- 地域の高等教育の規模を考える上でも、地域における高等教育のグランドデザインが議論される場が常時あり、各地域における高等教育が、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、それぞれの高等教育機関の強みや特色を活かした連携や統合が行われていくこと。

これらが実現することで、高等教育が全ての学修者の「学び」の意欲を満たすと同時に、引き続き社会を支える重要な基盤となり、高等教育改革が全ての関係者の意見や思いを酌み取り、協力と支援を得ながら、進められていくことを期待している。

ならない。

他方、人生 100 年時代やグローバル化を踏まえて、高等教育を受ける学生の多様性を考えた際、これまで以上に社会人や留学生を積極的に受け入れていくことが必要であり、その観点においては、社会人や留学生の規模が拡大することが期待される。

### (大学院の規模)

今後、我が国に求められる社会を牽引する高度な人材の育成に大学院が果たす役割の重要性がますます高まることは明らかであり、諸外国と比べて遜色ない水準で 2040 年の社会を牽引する高度人材が活躍していかなければ、我が国の国際競争力にも大いに問題が生じる可能性がある。現状では、諸外国と比較すると、我が国の修士、博士学位取得者の割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 程度と低い水準にある。

まずは早急に、大学院教育の体質の改善とも言えるような取組を進めていくことで、大学院が 2040 年の社会で求められる需要に質的にも量的にも応えられる好循環を生み出していくべきである。具体的には、大学院の専攻ごとの入学定員の充足状況などの現状に鑑みると、直ちに大学院の規模を拡大するというより<sup>30</sup>、その前に、例えば、産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズや学修者の個々のニーズにより一層対応して、各大学院が、学生の修了後の進路を確保し、高度な専門的知識のみならず普遍的なスキル・リテラシー等も身に付けた高度な人材を育成することができるよう、明確な人材養成目的に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立に向けて、分野横断的なコースワークや海外大学とのジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリーの充実などに取り組むべきである。

## 2. 国公私役割

我が国の高等教育機関における国公私設置者別の役割の在り方について、その原型の誕生は明治期までさかのぼる。

国立大学は、明治 10 (1877) 年に「東京大学」が創設されたところに始まった。公立大学や私立大学は、維新の改革動向に触発された国民の学習意欲の高まりに支えられて、数多くの公私立専門教育機関が設立されたところが出発点となり、大正 7 (1918) 年に大学令が公布されたのちも、大正期だけでも 4 の公立大学、22 の私立大学が発足するに至った。

戦後、昭和 22 (1947) 年に学校教育法が制定<sup>31</sup>され、新制国立大学の設置については、文部省が総合的な実施計画を立案することになったが、我が国の大学の大都市への集中を避けること、また、教育の機会均等を実現することが当時の命題とされた。

<sup>30</sup> 大学院への進学者数のうち、社会人は、修士課程で約 10%、博士課程で約 40%と学士課程より高くなっており、18 歳人口の減少と大学院の規模の関連性は学部と比較すると低いと考えられる。

<sup>31</sup> 昭和 22 (1947) 年に、国立大学は 70、公立大学は 17、私立大学は 81 が設置された。

他方、昭和 30 (1955) 年頃までに我が国の経済の復興と再建が進み、国民の高等教育への進学希望は著しく高まった。このような高等教育に対する個人的、社会的な要請に対応して、我が国の高等教育機関は拡充・発展の一途をたどるが、極めて速いスピードで行われた量的拡大の主たる担い手は私立大学であった<sup>32</sup>。こうした高等教育の発展の経緯を踏まえて、国公私役割を検討することが、今後の高等教育改革にとって必要不可欠である。

### (国立大学の役割)

国立大学については、平成 17 (2005) 年「将来像答申」で述べられた役割<sup>33</sup>が、2040 年に向けて、どう変化していくのか、という観点で検討する必要がある。

前述の 2040 年頃の社会の変化の方向を踏まえた新しい役割の再整理として、例えば、

- ・世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割
- ・イノベーション創造のための知と人材の集積拠点としての役割
- ・Society5.0 の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成の役割
- ・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のための存続が必要な学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割

などが考えられる。また、地域の教育研究の拠点としての役割は地域の活性化や生まれた地域に左右されず高等教育を受けることができるという観点から引き続き重要であるほか、リカレント教育や留学生交流、産学連携や国際展開、教員間のネットワークを含めた連携等において積極的・先導的な役割を果たしていくことが期待されている。一方、学生の経済的負担軽減の観点からの全国的な高等教育の機会均等の確保は、高等教育の無償化の進展を前提とすれば、その役割がどのように担われるかについては変化が生じる可能性があるとの意見もある。

国立大学については、18 歳人口の減少を踏まえた定員規模の検討を行うとともに、大学院機能の重視、文理横断的な学士課程への見直しなど Society5.0 の実現を踏まえた人材育成を含め、上述のような役割を明確にし、その機能を伸長していく改革が求められる。

このため、国において、国立大学と議論を図りつつ、学士課程教育、大学院教育等におい

<sup>32</sup> 昭和 30 (1955) 年には 31.6%であった全大学数に占める国立大学数の割合は、現在、平成 29(2017)年には 11%まで低下している。

<sup>33</sup> 世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実践的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等の役割。

て、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野<sup>34</sup>で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討することが必要である。

#### (公立大学の役割)

公立大学については、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという役割を持つ。したがって、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものであり、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に向けて、公立大学がどのようにその役割を果たしていくかを、地域における高等教育機関全体の状況を踏まえて考えていく必要がある<sup>35</sup>。

#### (私立大学の役割)

私立大学については、学部学生の約8割の教育を担うなど、様々な学生に対し門戸を開き、それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割を担っている。また、私立大学は一部のエリートだけではなく、私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人一人の労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割がある。そのための知識・技術の創造拠点を、大学の独自性に沿って創ることも、私立大学の役割である。このため、私立大学は多様性の保持を明確にした上で、それぞれの「建学の精神」に基づき、学生／教員の比率等も踏まえた教育研究の更なる充実を図りつつ、その経営基盤の強化を図り、我が国の高等教育の中核基盤を支える方向で改革を進め

<sup>34</sup> 【学部】 設置主体別・分野別の入学者数割合 平成29年度(平成元年度)  
国立 人文社会22%(22%) 理工農40%(42%) 保健11%(6%) 教育14%(22%) その他13%(7%)  
公立 人文社会44%(63%) 理工農21%(18%) 保健20%(9%) 教育2%(2%) その他13%(7%)  
私立 人文社会55%(68%) 理工農16%(21%) 保健11%(4%) 教育7%(3%) その他12%(4%)  
【大学院(修士)】 設置主体別・分野別の入学者数割合 平成29年度(平成元年度)  
国立 人文社会9%(10%) 理工農65%(73%) 保健6%(4%) 教育6%(12%) その他14%(2%)  
公立 人文社会17%(27%) 理工農53%(58%) 保健17%(12%) 教育1%(1%) その他12%(2%)  
私立 人文社会32%(39%) 理工農46%(51%) 保健9%(6%) 教育3%(2%) その他10%(2%)  
【大学院(博士)】 設置主体別・分野別の入学者数割合 平成27年度(平成17年度)  
国立 人文社会10%(13%) 理工農35%(48%) 保健38%(35%) 教育4%(2%) その他13%(2%)  
公立 人文社会11%(25%) 理工農23%(18%) 保健57%(54%) 教育1%(1%) その他9%(2%)  
私立 人文社会24%(37%) 理工農16%(14%) 保健47%(47%) 教育4%(2%) その他9%(0%)

<sup>35</sup> 「時代をLEADする公立大学 公立大学の将来構想に向けての議論の方向性と可能性」 2017年5月 公立大学協会

る必要がある<sup>36</sup>。

#### (国公私全体での取組の重要性)

国公私のそれぞれの高等教育機関は、これまでの歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に活かして、地域における高等教育の在り方を再構築していく必要がある。その際、教育研究活動の共通点をもつ国公立大学の複合システムを活かして、我が国の高等教育の発展に国公私全体で取り組んでいく必要がある。

### 3. 地域における高等教育 (都道府県別の進学動向と学部の配置状況)

本審議会においては、全国的なデータだけでなく、各地域において将来推計がどうなるのか、それぞれの高等教育機関にどのようなインパクトがあるのかを可視化する観点から、都道府県別に、平成29(2017)年現在の大学進学者数、進学率、国公私別の大学数と入学定員、さらには大学進学時における自県内外への流出入の状況等を示した上で、2040年の都道府県における大学への進学者数、入学者数、定員充足率の国公私別の推計も併せて提示<sup>37</sup>した。

このデータから、都道府県ごとに、平成29(2017)年度現在の入学定員の実績値と2040年度の入学者数の推計値とを比較することにより、仮に、現在の定員規模を維持した場合の2040年に不足する入学者数を国公私別に算出することができる。この数字は、機械的に算出したものであるが、個々の大学が今後の定員の在り方を検討する上での基本的なデータとなる。もちろん、今後、18歳で入学する日本人学生だけでなく、多様な年齢層と多国籍の学生を受け入れていくことにより、必ずしも推計どりの定員削減が必要となるとは限らない。しかしながら、大きなシェアを占める18歳での入学者数の推計と、分野の違いを含めた大学の配置状況を可能な限り分かりやすく可視化しておくことは、各高等教育機関が他の機関との連携・統合を含めた将来の組織改編等の戦略を立てていく上でも重要と考えられる。このため、本審議会では数字だけではなく、地理的な学部の配置状況や設置されている学部の分野が分かるよう、各都道府県の地図上にマッピングした。

今後は、地域においても、例えば、こうしたデータや情報を可視化したマップを作成し、「地域連携プラットフォーム(仮称)」での議論や、個々の高等教育機関の戦略に役立てるこ

<sup>36</sup> 「未来を先導する私立大学の将来像」(平成30年4月 日本私立大学連盟)より抜粋。一部加筆修正。

<sup>37</sup> 平成30年2月21日将来構想部会(第13回 資料29頁～)

■[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/042/siryo/\\_icsFiles/afidfile/2018/03/08/1401754\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/042/siryo/_icsFiles/afidfile/2018/03/08/1401754_03.pdf)  
(資料2)

## VII. 今後の検討課題

本答申を踏まえ、中央教育審議会においては、引き続き以下の検討を行うこととする。

- ・「Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表」で述べた設置基準等の質保証システムについて見直しを行うこと
- ・教学マネジメントに係る指針の策定、学修成果の可視化と情報公表の在り方に関する検討を行うこと

国においては、以下の施策の立案に速やかに着手する必要がある。

- ・「地域連携プラットフォーム（仮称）」の立ち上げに向けた各高等教育機関への助言、地方公共団体等との意見交換の実施と、議論すべき事項についての「ガイドライン」の策定
- ・国公立の枠組みを越えた連携の仕組みである「大学等連携推進法人制度（仮称）」について、制度の枠組み、認定する際の基準の内容、連携を推進するための制度的な見直し
- ・国立大学において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性の検討
- ・大学間の連携・統合（国立大学の一法人複数大学制度、私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化 等）に必要な制度改正
- ・制度・教育改革ワーキンググループで議論した事項のうち、設置基準の抜本的な見直しや教学マネジメント指針の策定など、引き続きの検討が必要とされたものを除き、必要な制度改正

- リカレント教育
- 留学生交流の推進
- 学位等の国際的通用性の確保
- 高等教育機関の国際展開
- 学位プログラムを中心とした大学制度
- 多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証
- 大学間の連携による教育プログラムの多様化
- 情報通信技術（ICT）を活用した教育
- 教育の質保証システムの確立（設置基準における解釈の明確化、設置計画履行状況等調査や認証評価の結果を踏まえた厳格な対応などについての必要な見直し 等）

## おわりに

本答申が提言した高等教育のグランドデザインは、全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革を実現するためのものであり、そのためには各高等教育機関や国が自ら責任を持って、本答申を活かした改革を進めていかなければならない。

加えて、この改革は、高等教育機関の努力のみならず、それ以前の教育機関との連携、そして、人材が活躍する社会が、「学び続けること」こそが、価値であるということ共有できて、初めて実現されることである。高等教育が個々人の可能性を最大限伸長するための教育を行うためには、高等教育機関で学ぶことを可能とする能力を備えた学生を各機関が受け入れていく必要がある。このような中で、初等中等教育段階においては、文理分断の状況を改善し、多様なキャリアを自ら考えていくことができる教育が行われることが求められる。また、産業界をはじめとした社会においても、学修成果が適正に評価されるとともに、その前提として、産業界等が評価の視点をより明確に提示していくことが必要である。このような観点について社会的コンセンサスを得ていく努力も必要である。

現在、高等教育機関で学んでいる学修者には、後に続く学修者の学びも含めて高等教育が充実していくために、これから行われる高等教育改革に参画することを期待している。

そして、学修者を含めた全ての関係者による高等教育改革が2040年までに実を結び、教育と研究の機能が十分に発揮された高等教育を通じて、我が国そのものが新しい価値を生み出す国へと発展していくことを期して、必要な政策が着実に遂行されていくことを求める。

## I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化

国連・SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」  
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



### ● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

|                 |   |
|-----------------|---|
| 予測不可能な時代を生きる人材像 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく</li> <li>● 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材</li> </ul>                      |
| 学修者本位の教育への転換    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)</li> <li>● 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性</li> </ul> |

### ● 高等教育と社会の関係

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 「知識の共通基盤」  | ● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元   |
| 研究力の強化     | ● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与 |
| 産業界との協力・連携 | ● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング    |
| 地域への貢献     | ● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献      |

## II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

### 多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

### 多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

### 多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

### 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

### 大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

## III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

### ● 全学的な教学マネジメントの確立

→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

### ● 学修成果の可視化と情報公表の促進

→ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報

・ 教育成果や大学教育の質に関する情報

の把握・公表の義務付け

→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

### ● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

### ● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

## V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

## VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を受用することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

● 教育・研究コストの可視化

● 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

公的支援も含めた社会の負担への理解を促進

→ 必要な投資を得られる機運の醸成

## IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …



### 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017)  
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数: 63万人(2017)  
→ 51万人(現在の80%の規模)

### 地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

### 国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討